

# 中国帰国者等就学資金貸付規程

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

# 中国帰国者等就学資金貸付規程

昭和60年3月1日

昭和59年規程第5号

昭和62年3月5日 一部改正

平成7年8月22日 一部改正

平成13年6月8日 一部改正

平成16年7月30日 一部改正

平成19年5月16日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

平成22年4月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

## (目的)

第1条 この規程は、中国又は樺太からの帰国者（以下「帰国者」という。）及びその子弟等が日本社会で自立するために必要な知識及び技能を習得するために大学及び専門学校等に入学する場合にその就学のため必要な資金を貸与することを目的とする。

## (就学資金貸与申請者)

第2条 就学資金貸与申請者は、本邦への帰国後年数が申請時において原則として10年未満である帰国者本人（一世）とその配偶者及び二世並びに三世であつて、次の各号に掲げる学校等に入学し、当該学校等での就学が帰国世帯の自立に役立つと認められかつ学費の支弁が困難なものとする。

(1) 専修学校、看護師養成所その他の養成施設等であつて、卒業後就職に役立てるための技術、技能又は資格を取得することが可能であると公益財団法人中国残留孤児援護基金（以下「基金」という。）理事長が認めるもの。なお、本号に限り、二世の配偶者について、理事長が認めるものを含む。

(2) 大学（一部、二部）

2 前項の規定による申請者のうち、帰国者の子、孫であり、日本へ定着後3年以内の者が大学又は専修学校の専門課程に進学を希望し、前もつ

て大学受験と同等レベルの日本語を習得するための教育機関（日本語学校等）へ入学し学習する場合。

（所得制限）

3 基金は、貸付対象者の選考にあたり、その者が属する世帯を構成する家族一人あたりの前年の所得額（社会保険料を控除した額）について、次の表のと通りの所得制限を設ける。

区 分	家族一人あたりの所得上限額（年間）
第2条第1項第1号に掲げる学校	130万円以内 なお、鍼灸師専門学校については150万円以内とする。
第2条第1項第2号に掲げる学校	130万円以内
第2条第2項に掲げる学校	130万円以内

（就学資金の種類及び貸与額）

第3条 就学資金の種類及び貸与額は次の表のとおりとする。

区 分	種 類	貸 与 上 限 額
第2条第1項第1号に掲げる学校	入学資金	50万円以内 なお、基金の推薦により鍼灸師専門学校へ入学した者にあつては、入学資金の全額を、基金から直接、入学した学校の口座へ送金する。
	授業料	4万円以内 なお、基金の推薦により鍼灸師専門学校へ入校した者にあつては、月額3万円の授業料を、基金から直接、当該学校の口座へ送金する。
第2条第1項第2号に掲げる学校	入学資金	30万円以内
	授業料	月額4万円以内
第2条第2項に掲げる学校	授業料	年55万円以内

（注）「入学資金」は、入学に際し入学金等に充てるため貸与する。

「授業料」は、毎月の学費等に充てるために貸与する。

2 就学資金は、無利息で貸与する。

(貸与期間)

第4条 就学資金の貸与期間は、原則として入学時（中途の貸与の場合は貸与時）から卒業時までの期間とする。但し、休学期間は除くものとする。

(申請の手続き及び期間)

第5条 就学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基金が定める募集期間内に所定の申請書類を提出するものとする。

2 基金は、必要と認める場合には、前項の期間外であっても随時、就学資金の貸与者を募集することができる。

(選考方法)

第6条 基金は、前条の申請書類に基づき、次の各号を考慮の上、就学資金を貸与する対象者（以下「貸与対象者」という。）を決定する。

- (1) 日本学生支援機構（旧日本育英会）その他の団体による奨学資金の給与又は貸与の有無。
- (2) 学力及び素質。
- (3) 当該学校の沿革等、専攻学科、卒業又は修了後における技術、技能又は資格及び入学時に必要とする金額等。

(貸与対象者の決定)

第7条 基金は、就学資金の貸与を受ける者を決定した場合には、貸与対象者に対し、その旨通知する。

2 前項の通知を受けた者は、基金に対し、就学資金貸与契約書に連帯保証人と連署の上、その他基金が定める書類とともに提出するものとする。

(就学資金の交付)

第8条 就学資金は、貸与対象者の指定する金融機関の口座に送金することにより交付する。但し、必要があると認めたときは、在学学校長又は施設長に委託して交付することができる。

(就学資金の交付の打ち切り)

第9条 貸与対象者が次の各号の一に該当すると認められる場合には、基金は、就学資金の交付を打ち切ることができる。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- (3) 就学資金の貸与を必要としなくなったとき。
- (4) その他基金が前各号に準ずるものと認めたとき。

2 貸与対象者は、いつでも就学資金の貸与を辞退することができる。

#### (借用証書)

第10条 貸与対象者は、就学資金の貸与期間が終了したときは、又は前条により貸与の打ち切りを受け若しくは貸与を辞退したときは、貸与を受けた就学資金の全額について、連帯保証人と連署の上、借用証書その他の書類を基金に提出するものとする。

#### (就学資金の返還)

第11条 就学資金の返還は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して19年以内（平成21年4月1日の一部改正以前の就学資金貸付規程に基づき、高等学校在学時のみ貸与を受けた者にあつては12年）の期間において、細則第8条に定めた方法により毎年返還するものとする。

但し、貸与対象者であつた者の意志により、モデル返還例以外の返還計画をたて基金の了承のもとに返還することができる。モデル返還例又は自己返還計画にかかわらず、いつでも繰上返還することができる。

2 貸与対象者であつた者が、支払能力があるにもかかわらず返還金の返還を著しく怠つたと認められるときは、前項の規定にかかわらず、基金の指定する期日までに返還未済額の全額を返還させるものとする。

3 第9条の規定により、就学資金を返還する場合には、前二項の規定を準用する。

#### (報奨金)

第12条 基金は、貸与対象者が、最終年賦額の返還期日の4年前までに、貸付総額の全てを完済したときには、繰上返還となる金額の一部を報奨金として支払うことができる。

2 報奨金の金額については、細則によって定める。

#### (返還の猶予)

第13条 基金は、貸与対象者であつた者が、次の各号の一に該当する場合は、

その者の願出により、就学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難になったとき。
- (2) 大学、その他の上級学校に進学し、就職が延期されたとき。
- (3) その他基金がやむを得ないと認めるとき。

2 返還の猶予期間は、最長返還期間の中に含むものとし、猶予期間終了後改めて返還計画を作成しなければならない。

但し、猶予の事由、期間によって最長返還期間内に返還することが困難な場合は、基金に協議するものとする。

#### (返還の免除)

第14条 貸与対象者又は貸与対象者であった者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有し、就学資金を返還することができなくなったときは、基金は、その返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

#### (虚偽又は不正の手段により就学資金の交付を受けた場合の貸与取り消し)

第15条 貸与対象者又は貸与対象者であった者が、虚偽又は不正の手段により就学資金の交付を受けた場合には、基金は、直ちに貸与額の全額の一括返還を請求するものとする。

#### (就学資金の返還の通知)

第16条 貸与対象者であった者で、6ヶ月以内にその返還期日が到来することになる返還金を返還する義務を有する者に対しては、基金は、あらかじめ返還金額及び返還期日並びに支払方法等を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、貸与対象者であった者の住所の変更の届出がない等の理由によりその所在を知ることができないとき、その者の連帯保証人から返還する旨申し出があったとき、その他特別の事情があるときは、その者の連帯保証人に対して行うものとする。

#### (就学資金の返還の督促等)

第17条 貸与対象者であった者で返還金の返還を延滞している者に対しては、少なくとも6ヶ月ごとにその者が延滞している返還金の額及びその支払方法等を示して督促するものとする。

2 前項の規定による督促は、次の各号の一に該当する場合には、その者の連帯保証人に対して行うものとする。

- (1) 貸与対象者であった者の住所の変更の届出がない等の理由により、そ

の存在を知ることができないとき。

(2) 前項の規定による督促を重ねても貸与対象者であった者が返還金の返還をしないとき。

(3) その他特別の事情があるとき。

3 前2項の規定により貸与対象者であった者又はその連帯保証人に対し返還金の返還を督促する場合には、次に返還期日が到来することになる返還金の額及び返還期日並びにその支払方法等を併せて通知することによりこれらの者に対する前条の規定による通知を省略することができる。

#### (返還金に係る延滞金)

第18条 貸与対象者であった者が返還金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している返還金の額に延滞した期間が1年を超えるごとに1年について5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。但し、貸与対象者であった者が返還金の返還を延滞したことにつき、災害、傷病、その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

#### (返還金の返還の強制)

第19条 返還金の返還を延滞している貸与対象者であった者又はその連帯保証人が前二条の規定による督促を受けても、その延滞している返還金を返還しないとき、その他特別の必要があると認められるときは、民事訴訟法（明治23年法律第29号）第5編に定める手続きにより、返還金の返還を確保するものとする。

2 前項の規定によっても返還金の返還を確保することができないとき、その他特別の必要があると認められるときは、民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手続きに関する法令に定める手続きにより返還金の返還を確保するものとする。

#### (返還未済額の全部の返還の強制等)

第20条 前条の規定は、返還未済額の全部の返還（第11条第2項の規定による返還金の返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、前条中「返還金の返還」とあるのは「返還未済額の全部の返還」と、同条第1項中「前二項の規定による督促を受けても、その延滞している返還金を返還しないとき」とあるのは「基金が指定した期日までに返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、それぞ

れ読み替えるものとする。

- 2 貸与対象者であった者及びその連帯保証人が基金が指定した期日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、第18条第2項の規定を準用する。

#### (返還の充当)

第21条 貸与対象者であった者又はその連帯保証人から返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより返還金に充当するものとする。

- (1) 返還期日の到来した返還金及び返還期日の到来していない返還金があるときは、返還期日の到来した返還金から充当する。
- (2) 返還期日の到来した返還金については、返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない返還金については返還期日の早く到来することになるものから充当する。
- (3) 返還期日の同じ返還金については、先に貸与を受けた就学資金に係る返還金から充当する。

- 2 貸与対象者であった者又はその連帯保証人から返還金のなかに延滞金及び督促費用を徴する必要がある場合において、その者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、督促費用、延滞金、返還額の順に充当する。

#### (調査)

第22条 基金は、貸与対象者に対し、就学の状況等について必要な報告を求め、又は必要に応じ調査を行うことができる。

#### (調査の細目)

第23条 この規程に基づき、及びこの規程を実施するため必要な事項は、理事長がこれを定める。

付 則 この規程は、昭和60年3月1日から実施する。



# 中国帰国者等就学資金貸付細則

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

## 中国帰国者等就学資金貸付細則

昭和60年3月1日  
昭和59年規程第5号  
昭和62年3月5日一部改正  
平成7年8月22日一部改正  
平成13年6月8日一部改正  
平成16年7月30日一部改正  
平成19年5月16日一部改正  
平成20年4月1日一部改正  
平成22年4月1日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成24年4月1日一部改正

公益財団法人中国残留孤児援護基金（以下「基金」という。）の就学援助については、基金の「寄付行為」及び「中国帰国者等就学資金貸付規程」（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この細則によるものとする。

### （就学資金の貸与額）

- 第1条 規程第3条に定める入学資金の額は、規程第2条に掲げる学校等においては、入学時に納付しなければならない金額とする。ただし、規程第2条第1項第1号に掲げる学校等は50万円、第2条第1項第2号に掲げる学校は30万円を上限とする。
- 2 同条に定める授業料の月額、規程第2条に掲げる学校においては、学校等に納付しなければならない授業料又は月謝等これに相当する額とし、千円未満の端数を切り捨てた額とするが4万円を超える場合は4万円とする。
- なお、基金の推薦により鍼灸師専門学校へ入校した者にあつては月額3万円とする。
- 3 同条に定める就学資金のうち、規程第2条第1項に掲げる教育機関の就学資金は年額とし、教育機関に納付しなければならない授業料又は月謝等これに相当する額とし、千円未満の端数を切り捨てた額とするが55万円を超える場合は55万円とする。

(申請書類の提出)

第2条 就学資金の貸与を受けようとする者は、次の各号の書類を基金に提出するものとする。

- (1) 就学資金貸与申請書(様式1)(連帯保証人の欄は、必ず連帯保証人となる本人が記入すること。もし虚偽が判明した場合、基金は申請を却下することができる。)
- (2) 成績証明書(進学にあたって申請する者は、前在学学校長、在学中の者は在学学校長の発行するもの。)
- (3) 申請世帯(所得のある人全員の源泉徴収票)及び連帯保証人の課税証明書又はこれに代わり所得を証明できる書類。
- (4) 中国又は樺太帰国者本人及び家族であることを証明する書類の写し
- (5) 入学する学校の案内書

(貸与の決定に伴う就学資金貸与契約書等の提出)

第3条 基金から決定通知を受けた申請者(以下「貸与対象者」という。)は、次の各号の書類を基金に提出するものとする。この場合、申請時の申し立て内容と相違する事実があれば、基金は貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 就学資金貸与契約書(様式2)
- (2) 住民票又は外国人登録原票記載事項証明書
- (3) 合格証明書(様式は任意)
- (4) 規程第2条第1項第2号に掲げる学校等の場合は、入学時の納付金額証明書(様式は任意)
- (5) 就学資金振込口座届(様式3)
- (6) 就学資金返還計画書(様式6)

(在学の確認)

第4条 貸与対象者は、6ヶ月ごとに基金に送付する在学確認証明書(様式4)を学校長又は入所施設長の証明印を受けて、基金へ提出しなければならない。

(届出の義務)

第5条 貸与対象者は、住所の変更、就学資金振込口座の変更又は転校、休学、退校(退学)、復学等の就学上の異動があれば直ちに基金へ届け、その

指示をうけなければならない。(様式は別に定める)

- 貸与対象者であった者は、就学資金の全部の返還が終了しない間(就学資金の返還の免除を受けた場合を除く。)に住所を変更した場合には直ちに基金へ届け出なければならない。(様式は別に定める)

(貸与の停止等)

第6条 貸付貸与者が前2条の届出を怠った場合、基金は、就学資金の貸与を一時停止、貸与を打ち切り、又は取り消すことができる。

(就学資金の借用証書等)

第7条 就学資金の貸与期間が終了したときは、貸与対象者は、連帯保証人と連署の上、就学資金借用証書(様式5)、就学資金返還計画書(様式6)及び住民票又は外国人登録原票記載事項証明書、印鑑登録証明書を基金に提出しなければならない。

(返還額)

第8条 就学資金の毎年の返還額及び返還期間は、貸与した就学資金の金額及び貸与対象者であった者の状況を考慮し、基金において決定する。

なお、この場合において、毎年の返還額は、次の表のとおりとする。

就学資金返還年数、年額算出表

貸付金額	年間返還金額(目途)	最長返還年数
360,000円以下	36,000円	10年間
370,000円～500,000円	37,000円～50,000円	
510,000円～1,000,000円	51,000円～100,000円	
1,010,000円～2,000,000円	67,000円以上	15年間
2,010,000円以上	100,500円以上	19年間

- 前項は、平成24年4月1日以降に貸与した者から適用し、これ以前に貸与した者は、貸与を開始した年度の改正前細則を適用する。

(報奨金)

第9条 貸与対象者であった者が、規程第12条の報奨金を受けようとする場合は直ちに基金に届出て、所定の手続きをしなければならない。

- 規程第12条にいう返還期日とは、規程第11条及び前条に基づく最長の返還期日とする。

3 自主的に早期返還の計画を立てて返還した者において、前項の返還期日より4年前に返還したこととなる者については、規程第12条に規定する報奨金を支払うことができる。

4 報奨金の額は次の算式による。

$$\left[ \text{貸付総額} - \left\{ \begin{array}{l} \text{第11条1項で定める} \\ \text{最長返還年数で等分} \\ \text{した年額} \end{array} \right\} \times \text{返還完了年数} \right] \times 10\%$$

5 規程及び細則の改正による新たな報奨金の算式については、過去の貸与対象者すべてに適用する。

(返還の猶予)

第10条 貸与対象者であった者が、規定第13条の返還の猶予を受けようとする場合は、直ちに基金に届出て、所定の手続きをしなければならない。

(返還の免除)

第11条 貸与対象者であった者が、規定第14条の返還の免除に該当する場合は、貸与対象者であった者又は連帯保証人は、直ちに基金に届出て、所定の手続きを行うものとする。

付 則 この細則は、昭和60年3月1日から実施する。